

## 議案第100号

山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

### 山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例

山陽小野田市営住宅条例（平成17年山陽小野田市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改める。

第5条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市町村税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第3号までに掲げる税に限る。）を滞納していない者であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条第1項第1号中「2人の連署」を「1人の署名」に改め、同条第3項中「連署」を「署名」に改める。

第12条中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第17条の見出しを「（督促）」に改める。

第38条中「第11条」を「第12条」に改める。

第45条中「第36条、第40条及び第67条」を「第36条及び第40条」に改める。

第53条の5第1項中「第5条第1項第2号アに掲げる場合にあっては26万8,000円、同号イに掲げる場合にあっては20万円を超え」を「第5条第1項第2号に定める金額を超え」に改める。

第62条第3項中「並びに第19条」を削る。

第63条第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

別表第1市営住宅の部叶松団地の項中「大字小野田」を「叶松一丁目」に改め、同部神帆団地の項中「1189番地8ほか」を「1189番地30」に改め、同部萩原団地の項中「11555番地」を「11555番地1」に改め、コミュニティ住宅の項中「688番地1」を「675番地57」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条の規定は、令和2年4月1日以後に行われる入居の手続について適用し、同日前に行われた入居の手続については、なお従前の例による。

山陽小野田市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公募の例外)</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)<u>第3条第4項若しくは第5項</u>の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(入居者の資格)</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)<u>第3条第3項若しくは第4項</u>の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(入居者の資格)</p>

第5条 市営住宅に入居できる者は、法第40条第1項の規定の適用を受ける場合を除き、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。））にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される事業の実施に伴い移転が必要となった者にあつては第3号及び第4号）に掲げる条件の全てを具備する者でなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 市町村税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号から第3号までに掲げる税に限る。)  
を滞納していない者であること。ただし、市長が特別  
の理由があると認めるときは、この限りでない。

(5) (略)

第5条 市営住宅に入居できる者は、法第40条第1項の規定の適用を受ける場合を除き、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。））にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される事業の実施に伴い移転が必要となった者にあつては第3号及び第4号）に掲げる条件の全てを具備する者でなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(住宅入居の手続)

第10条 市営住宅の入居決定者は、第7条第2項の規定による通知を受けた日から14日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人1人の署名する契約書を提出すること。

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の署名を必要としないこととすることができる。

4～6 (略)

(入居の承継)

第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅

(住宅入居の手続)

第10条 市営住宅の入居決定者は、第7条第2項の規定による通知を受けた日から14日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する契約書を提出すること。

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4～6 (略)

(入居の承継)

第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅

に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、承継の理由となるべき事案発生後30日以内に省令第12条に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(収入の申告等)

第14条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。

3・4 (略)

(督促)

第17条 (略)

(市営住宅建替事業による家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとな

に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、承継の理由となるべき事案発生後30日以内に省令第11条に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(収入の申告等)

第14条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。

3・4 (略)

(督促及び延滞金の徴収)

第17条 (略)

(市営住宅建替事業による家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとな

り、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(準用)

第45条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第16条から第27条まで、第36条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第16条中「第10条第5項」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

(収入超過者に関する認定)

り、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、第11条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(準用)

第45条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第16条から第27条まで、第36条、第40条及び第67条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第16条中「第10条第5項」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

(収入超過者に関する認定)

第53条の5 市長は、毎年度、第53条の2において準用する第14条第3項の規定により認定したコミュニティ住宅の入居者の収入が第53条の3第2項の規定により準用する第5条第1項第2号に定める金額を超え、かつ、当該入居者がコミュニティ住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

2 (略)

(保証金)

第62条 (略)

2 (略)

3 第18条第3項及び第4項の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、第18条第3項中「入居者」とあるのは

第53条の5 市長は、毎年度、第53条の2において準用する第14条第3項の規定により認定したコミュニティ住宅の入居者の収入が第53条の3第2項の規定により準用する第5条第1項第2号アに掲げる場合にあつては26万8,000円、同号イに掲げる場合にあつては20万円を超え、かつ、当該入居者がコミュニティ住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

2 (略)

(保証金)

第62条 (略)

2 (略)

3 第18条第3項及び第4項並びに第19条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、第18条第3項中「入

「使用決定者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し)

第63条 (略)

2 前項の場合の明渡しについては、第41条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第63条第1項」と読み替えるものとする。

別表第1 (第2条の2関係)

区分	名称	設置場所
市営住宅	(略)	(略)
	叶松団地	山陽小野田市叶松一丁目332番地7ほか

居者」とあるのは「使用決定者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し)

第63条 (略)

2 前項の場合の明渡しについては、第41条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第63条第1項」と読み替えるものとする。

別表第1 (第2条の2関係)

区分	名称	設置場所
市営住宅	(略)	(略)
	叶松団地	山陽小野田市大字小野田332番地7ほか

	(略)	(略)
	神帆 団地	山陽小野田市大字西高泊 <u>1 1 8 9 番地 3 0</u>
	(略)	(略)
	萩原 団地	山陽小野田市大字山野井 <u>1 1 5 5 5 番地 1</u> ほか
	(略)	(略)
コミ ユニ ティ 住宅	神帆 団地	山陽小野田市大字西高泊 <u>6 7 5 番地 5 7</u> ほか

	(略)	(略)
	神帆 団地	山陽小野田市大字西高泊 <u>1 1 8 9 番地 8</u> ほか
	(略)	(略)
	萩原 団地	山陽小野田市大字山野井 <u>1 1 5 5 5 番地</u> ほか
	(略)	(略)
コミ ユニ ティ 住宅	神帆 団地	山陽小野田市大字西高泊 <u>6 8 8 番地 1</u> ほか